

第29回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年12月3日(水) 午後4時00分
出席議員	委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：田原 宗憲 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人
事務局職員	局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里

午後4時00分開会

○委員長（武道 修司君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより第29回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会いたします。

早速協議事項に入りたいと思います。夕方のこの時間帯に集まっていただきまして、本当にありがとうございます。

最終報告書についてです。

昨日、加筆というか、皆さんのほうからの御意見と事務局からの修正、またちょっと私のほうで気づいたところの修正をかけましたので、そこを今日確認をして、明日最終報告ができればなと思ってますので、どうぞよろしく願いをいたします。

一番大きく変わったところです。（「委員長、冒頭で質問があります」と呼ぶ者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今日配付していただいている印刷された最終報告書ですが、赤字になっている部分は、どの時点からのやつからの変更のやつが赤字になっていますか。11月28日のやつからの変更が赤字に。

○委員長（武道 修司君） そうです。そういうふうに思ってもらったほうがいいと思います。

○副委員長（宗 裕君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） どの部分がどこでって、私も自信がなくなってきたんですけど、では、特に赤字の部分を今日また再度確認しながらいきたいと思います。

まず、1ページ開いてください。

2ページの目次の部分です。3番目の5ページのところに、「特定業者との随意契約に関する調査特別委員会（百条委員会）の最終報告にあたり」ということで入れています。

それと7番の監査報告、これ前回説明させてもらいました。

次に、11、12、13というところで、13番目に「法令遵守体制や決裁権者の責任」というところの項目を入れて付け足しています。これ、宗議員から昨日来た分です。

あとは、昨日吉元議員から、副町長のところ修正がありましたので、もともとあのことについては、産業課のところで書いていた言葉とあんまり変わらないような内容でということになると思いますので、それは全然いいのかなというふうに思っています。

それと、早速5ページ開いてください。

実は、これは最終報告をするときに、私のほうから冒頭お話をして最終報告に臨もうかなというふうにちょっと思っていたことです。まだ準備はできていなかったんですけど、昨日作りまして、ここに載せたらどうかなということで、今日提案をさせてもらいたいところです。

読み上げましょうか。どうしましょう。（発言する者あり）読み上げましょうか。（発言する者あり）よろしいですかね、読み上げなくても。

ということで、特に皆さん、いろんなところで誹謗中傷があっていると思います。真ん中辺のところに、「おかしいと思われることを調査し、おかしいと言って、それを非難されています。無駄なことをやっている、職員を攻撃している、選挙絡みだ、嫌がらせだなど言われている」というようなことで、そういうこともちょっと書いています。「百条委員会では、誰かを陥れるような思いでやるのではないと常に委員で話してきました。面白くもないし、心も痛みます」ということで、「しかし、委員全員、住民のため、職員のため、嫌われても疑惑に対し指摘をしなければという思いで調査をしてきました」ということで書いています。

それから、よく言われるのが、ユーチューブであれだけ出す必要性がないんじゃないかということで、（発言する者あり）そのことを書いています。

当初、この委員会では非公開ということでしたわけなんですけど、町長からの申出があって公開でということと言われて、公開になったというところを書いています。また、古市氏や繁永氏からも公開の申出があったということで、公開にしましたということも書いています。

証人喚問等を公開で行うため、ユーチューブの配信なども行うことに決定をしましたということもここに書いています。

一番最後に、「調査特別委員会の報告が、築上町にとって改善の一つになればと期待をしています。町長をはじめ執行部の皆様に、毅然な対応で問題解決し」……、ここ入れたほうがいいのかな、「住民の皆様から信頼されるまちづくりができることを期待します」ということでしています。宗委員。（発言する者あり）言ってください。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） たしか、冒頭にこういう挨拶文を入れたらどうかというのは前回私提案させていただいたんで、ここにこういうふうに具体的に入るとやっぱり収まりがいいなと思っております。

また、私は別にどこに書くとは提案していませんけど、イニシャルと実名の使い分けとかいうのも、どこかに我々がこういう経緯でそういう方針を判断したというのは書くべきだと思っていたんですけど、ここまで書けば公開に関しても、実名とイニシャルの使い分けに関しても、必要十分以上だと思うんですよ。なるほどな、ここに入ったんだと思ひまして、ですから大変よく分かる、いい内容だと思うんですが、一つだけ提案がございます。

これは、委員長とほかの委員の方の同意が得られてですけれども、これまさに委員長の気持ちそのものですし、委員長報告でもともと口頭で言おうと思っていたこととおっしゃいましたし、こういう報告書の冒頭のこういうのは、委員長名の名前が入っているほうが、私は自然かつそういう構成のほうが多いような気がするんです。これをもう委員長名なしでここで入れるのも、それでも全然構わないけど、最終報告に当たりの委員長の宣言みたいな感じで、一番下に委員長名入れたほうがいいと思うんですけど、どうですか。まずいんですかね、入れると。

○委員長（武道 修司君） 皆さん、どうですか。

○委員（13番 吉元 健人君） ただ、そう言われると締まるから、よく最初のところは（聴取不能）委員長の名前が（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） 冗談言うと顔写真までは要らないですけど、委員長。

○委員長（武道 修司君） 一番下に特定業者との随意契約に関する調査特別委員会委員長、武道修司というような名前入れましょう。そうさせていただきます。

次に、これもこの前お話ししました6ページの分の追記の分です。権限の追加の分です。監査請求の分です。

ずっと行っていただいて、これもう前回お話ししたので、14、15、16、17と、これはもう今までのやってきた調査の内容、質問とかです。それから、ずっと資料請求、資料の請求の分をずっと載っています。

39ページです。39ページまで行ってください、一気に。もうそこまでは資料請求の関係です。

6番が委員の派遣ということで、前回にもちょっとお話しさせていただきました。

それと監査請求、監査及び調査結果の請求ということで、監査請求の分です。これは、1から6項目を質問を出しています。まだ回答は来ていません。

調査内容及び委員会の判断というところが、ここからが前回からのまとめでしていた部分です。

1番の分は、中間報告にプラス、公平性の観点からは是正が必要と考える。町長、副町長ともに公平性の必要は認めているということで書いています。

上下水道に関しても、これ前回も説明をさせてもらっていると思いますので、読み抜かします。都市政策課も同じように、フローリングの工事の関係で不明瞭であったということでまとめています。

産業課のところですか。昨日もちょっとここでつまづいたんですが、上の部分は大体前と変わってません。

特に赤字の部分は、印鑑の関係を書いています。結果的に、印鑑は下田さんが押したということは、証人喚問ではっきりしているし、後から見てもらった、同じ部屋にいたということで、それは基本的にはあまりよくないというふうなところの証言があったんで、そこは書いていますところですか。

それから、黒字の部分は中間報告で書いている部分になりますが、赤文字からです。ちょっと多いですけど読みます。昨日私もちょっと加筆をしたんで、再度確認をさせていただきます。

産業課長であれば分からないわけがなく、当時忙しく現地確認や現物確認をしなくて書類を作成したと証言。「写真や書類だけを見て印鑑を押した」や、「この修理のことはよく覚えていな

い」というような証言をされ、疑義がある。

また、立会人に2人の職員と株式会社エス・ティ・産業代表取締役、繁永千栄子氏が立会したとの記入があるが、現地確認や現物確認をしてなければ、虚偽の書類を作成したことになる。

令和7年10月31日の証人喚問で、株式会社エス・ティ・産業、繁永氏と下田課長補佐の2人は、別々の証人喚問にもかかわらず、令和4年10月11日に修理したと、2人同時に証言を変え、また、2人同時に架台の加工は前の週に持ち帰って修理したと発言し、違和感のある証言変更であった。よって、上記の履行確認書もでたらめな内容となった。

架台を持ち帰るにはポンプを下ろさなければならないが、10月11日にはポンプが載っており、理解できない証言であった。

また、クローラー車の運転は共立メンテナンスの社員が行っており、ほかの人が故障を見つけることは無理である。このことは、下田課長補佐も認めている。

当時の従業員の方々に聞いたが、10月11日より前に故障したと証言する人は誰もいなかった。責任者である〇氏は、「自分以外が連絡することはあり得ない」とも証言をしている。

実際にフォークリフトを操作し、載せ換えた現場の人の話や、修理途中の写真に、当時散布業務をしていた共立メンテナンスの社員が写っており、その方々は、主に自分たちが修理したとの証言や、作業日報、交換したポンプや過去に載っていたポンプの形状、ボルトの位置などを考慮すれば、10月11日に故障が分かり、その日に修理が完了し、架台の加工はなかったと判断する。

よって、修理の支払額は、上記の状況を考慮すれば適正な金額とは言えない。結果、不適切な事務処理をし、不適切な履行確認書を作成したと言わざるを得ない。

また、業者からの提出書類の日付は空白で提出され、職員が記入していた、というところをしています。

それと、令和7年度から有機液肥製造施設第2運転委託業務は1者随意契約で、担当者と株式会社エス・ティ・産業の繁永氏と相談していたと証言があった。

また、八野副町長は、9月議会定例会において、相談していたと認識していた。

運転委託業務の契約については、公平性はなく、不透明で、適切な処理が行われたとは言いがたい状況である、ということをしています。

次のページが、皆さんにもお配りした資料です。

次のページで、住民生活課です。これは前回説明したと思うんですが、赤文字のところだけちょっと読みましょうか。

しかし、時間外の状況は、5月の連休明けやお盆・正月明けのごみの多く出される時期が稼働時間があっている傾向であった。処理時間との整合性はなく、T工業株式会社の下請が多く、施

設管理業務で働いている社員が修理をしているのは確実に重複している。

また、平成28年度と平成29年度は時間外を支払う契約をしていたが、その後は契約書において時間外を支払うようになっていないため、その説明には少し疑問がある。

町長、副町長、企画財政課長も、人件費分が重複していることは不適切と認めている。

起案日は、見積書取得、契約書の作成より前で修理が終わっているにもかかわらず、2者の見積をしている。1者見積では指摘される可能性があり、体裁を整えようと偽装した疑いがある。

事後処理は14件あると証言があり、資料の提出もしてもらっている。

また、業者からの提出書類の日付は空白が多く、職員が記入していた。

RDF施設破袋機刃替工事については、2者の見積が提出される前に修理が着工し、工事請負契約を作成する前に工事が完了している。1か月後に変更契約の書類を作成している。

また、株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の協力会社で見積りをしている。町長も、2者見積りをする必要がなく、不適切な事務処理であると認識され、「言語道断で行政処分の対象になる」と発言をしている。

その次です。

ごみクレーン用操作レバーについては、実際の修理は令和5年3月25日に修理が完了しているが、令和5年4月4日に起案をしている。その後に2者の見積りを取得し、処理をしている。

操作レバーの取得は、令和5年1月にT工業株式会社に取得の依頼をしている。既に1月には修理する業者が決まっていた。その後、年度を超えた事務処理をしていることは問題である。町長の認識も同じであったという、これはもう事実をずっと書いてます。

前回、町長はもうそのまましています。八野副町長のところですよ。

公益通報に関しては、内部告発があったとの認識はなく、築上町公益通報保護制度実施要綱に記載している総務課の担当窓口での対応をしてなく、当事者職員には厳しい対応であったと言わざるを得ない。業務態度と内部告発は別の問題であり、極めて不適切な対応であったと考える。

令和5年度有機液肥製造施設運転業務委託での契約に関して、契約前に株式会社エス・ティ・産業と職員にて事前に協議を行い、後に株式会社エス・ティ・産業と協力会社の2者にて入札を行い、最終的には株式会社エス・ティ・産業が落札する形となっており、官製談合と言われても仕方ない契約を行っている。

令和7年度には、有機液肥製造施設（第2運転委託業務委託）を株式会社エス・ティ・産業と契約を行っているが、公平な契約にならない1者見積りの随意契約を結んでおり、不透明な契約であり、業者選定にも納得できる答弁はなかった。

しかし、令和7年11月18日の参考人では、「職員を同じ部署で長く置くなど、人事の対応については問題があった」と発言された。また、事務処理についても不適切な処理があったと認

め、「今後改善したい」と言われた。というところで八野副町長をまとめています。

町長のところは、ずっと書いてますけど、職員に対しては「言語道断で、懲戒委員会にかけ対応する」と発言ということで、ただ、「今後は第三者委員会はしないし、刑事告発もしない」というふうに発言をしたということで、一応書いています。

13番です。法令遵守体制や決裁権者の責任というところで、これは宗議員のほうから提案があった分で、加筆させていただきました。

令和7年5月1日付の企画財政課長名の事務連絡、随意契約に係る事務手続については、次のような内容が通知されている。

内容の一部を抜粋、要約すると、随意契約の運用を誤れば、契約が特定業者に偏り、公正を損なうおそれがある。1者見積りは災害等真にやむを得ない場合のみで、業者選定過程を住民一般に説明する責任がある。単に過去の実績や業務の精通、特殊な業務等の理由での1者見積り契約は不適切、合理的理由もなく分割して少額随意契約するのは不適切である。

この通知で指摘されていることを無視して、多くの担当者で不適切な契約、事務処理が行われていることが、百条委員会での資料調査や証言で明らかになった。

町長は、不適切な事務が行われたのは、財務規則等に不備がある、あるいは必要な規定が整備されていないためであり、規則を見直す方針を示したが、新たな規則整備は不必要とまでは言わないが、上記の通知を遵守し徹底するだけで、ほとんどの問題は発生しないと思う。職員の法令遵守の体制については、真摯な反省と徹底的な意識改革が必要と考える。

町長をはじめとする決裁権者は、決裁した書類には不備がない等、本人に直接責任がない場合でも、決裁後に問題が発覚すれば、応分の管理責任を取るのとは当然である。

ところが、百条委員会では、証人は、その部分は分からなかった、書類の不備はなかった、今思えば不適切などの発言に終始して、責任を取ろうとする姿勢は乏しかったと言わざるを得ない。

今回、百条委員会では明らかになった不適切な事案については、第三者委員会による調査など適切な調査を行い、責任のある人物に対する処分等を含め、毅然な対応が必要であるとする、というところまでです。

○副委員長（宗 裕君） 申し訳ない。今読んでもらった真ん中辺の「ほとんどの問題は発生しないと思う」って、「思う」って表現、この文章の中ではほとんどないから、ここ「思われる」かなと思ってたんですけど。

○委員長（武道 修司君） どこ。

○副委員長（宗 裕君） 「思う」っての、ほかには書いてないもんね。

○委員長（武道 修司君） ああ、ここね。「思う」、「思われる」。

○副委員長（宗 裕君） 「思う」って言うと、何か唐突で違和感がありました。意味は一緒

ですけど。

○委員長（武道 修司君） 読んでみたら、やっぱりあれよね、そういうような。

○副委員長（宗 裕君） それと、最後の「毅然な対応」って言葉はおかしいよね。「毅然とした対応」かなと。

○委員長（武道 修司君） ああ、「毅然とした」ね。

○副委員長（宗 裕君） 「毅然な対応」って言葉はないような気がしてます。

○委員長（武道 修司君） 「毅然とした対応」にしてください。

○副委員長（宗 裕君） よろしくお願いします。

○委員長（武道 修司君） ここ、私を変えたんと思う、「毅然な」という言葉に。

主にこの総括を明日読み上げようかなと思いますんで、ちょっとここの文面を再度私読みます。全体的に分割発注と思われる契約があり、職員は今言われてみればということで、工事、物品購入、修理等を10万円未満にする処理をしていたと考える。

また、随意契約の金額の妥当性、業務選定の公平性、事務処理の不透明などが見受けられ、事務改善や研修等が必要と考えられる。

2者以上の見積りが必要な場合においても、緊急を理由として1者の見積りの随意契約が多く見られる。緊急の理由についても疑義があるものが多い。

住民生活課と産業課においては、協力会社の関係による業者2者で見積り入札を行っている。また、どちらかの1者が2者分の見積りを持参した証言もあった。

RDF施設では、緊急の修理を実施した日付が、起案日より前で修理が終わっているにもかかわらず、2者の見積書を取得し、修理をしていたのがエス・ティ・産業で、T工業株式会社が受注している案件も確認できた。

起案日は、見積書の取得や契約書作成の前に修理が終わっているにもかかわらず、2者見積りをしている。1者見積りでは指摘される可能性があり、体裁を整えようと偽装した疑いがある。事後処理は14件あると証言があり、資料の提出もしてもらっている。

また、業者からの提出書類の日付は空白が多く、職員が記入していた。特に見積書の日付の記入は極めて不適切であり、不正の根源である。

年度を超えた事務処理や部品の発注後に工事を行い、その後に2者の見積りを取得するなど不適切な事務処理があった。このことは、新川町長も言語道断と発言をしている。

RDF施設、リサイクルセンターは、管理業務委託を株式会社エス・ティ・産業と契約しているが、施設管理業務で働いている職員が施設修理をした場合にも修繕費等の支払いをしており、人件費分を重複して支払っている。時間外や休日出勤で調整しているので重複していないとの証言があったが、その証明はできていないし、契約上はそのようになっていない。このことについて

ては、町長、副町長とともに不適切と認めている。

有機液費製造施設のクローラー車の修理は、修理をしたのは散布業務をしていた人たちとの証言があった。証言や業務日誌では、令和4年10月11日に圧力ポンプが故障し、修理している。

しかし、書類は10月16日から修理をし、12月2日が完了日となっている。担当者や株式会社エス・ティ・産業の繁永氏は、書類に間違いないと証言していた。当時の古市産業課長は、起案書に決裁をしており、履行確認書に検査員として記名・捺印している。古市元産業課長は、当時忙しく現地確認や現物確認をしていなく、書類を作成したと証言した。

ただ、履行確認書の立会人に2人の職員と株式会社エス・ティ・産業代表取締役、繁永千榮子氏が立会したとの記入があるが、現地確認や現物確認の立会がなければ、虚偽の書類を作成したことになる。

令和7年10月31日の証人喚問で、株式会社エス・ティ・産業、繁永氏と下田課長補佐の2人は別々の証人喚問にもかかわらず、令和4年10月11日に修理をしたと2人同時に証言を変え、また、2人同時に架台の加工は前の週に持ち帰って修理したと発言し、違和感のある証言変更であった。

よって、上記の履行確認書もでたらめな内容となった。架台を持ち帰るにはポンプを下ろさなければならぬが、10月11日にはポンプが載っており、理解できない証言であった。

また、クローラー車の運転は共立メンテナンスの社員が行っており、ほかの人が故障を見つけるのは無理である。このことは下田課長補佐も認めている。当時の従業員の方々に聞いたが、10月11日より前に故障したと証言する人は誰もいなかった。責任者であったO氏は、自分以外が連絡することはあり得ないと証言している。

実際にフォークリフトを操作し載せ換えた現場の人の話や修理途中の写真に、当時散布業務をしていた共立メンテナンスの社員が写っており、その方々は主に自分たちが修理したとの証言や、作業日報、交換したポンプや過去に載っていたポンプの形状、ボルトの位置などを考慮すれば、10月11日に故障が分かり、その日に修理が完了し、架台の加工はなかったと判断する。

よって、修理の支払額は、上記の状況を考慮すれば適正な金額とは言えない。結果、不適切な事務処理をし、不適切な履行確認書を作成したと言わざるを得ない。

また、業者から提出書類の日付は空白で提出され、職員が記入していた。

また、職員と業者との癒着や不正の可能性の内部通報を対応しなかった前産業課長古市氏や八野副町長は非常に大きな責任があると考えられる。

町長、副町長は、当初は百条委員会の調査を非難していたが、11月の委員会に参考人として出席したときは、不適切な事務処理があると認識されていた。

また、新川町長は、「職員の行為は言語道断で、行政処分の対象になる」とも発言もされた。

このような問題を解決するため、執行部は内部調査（第三者委員会や監査）をしっかりとすべきと考える。また、行政処分や刑事告発、損害賠償請求も同時に検討すべきと考える。ということをしています。

その後の部分で、ちょっとここは「自白」という言葉を入れました。クローラー車の修理については、産業課、下田課長補佐、株式会社エス・ティ・産業、繁永氏は、令和4年10月11日に修理し、事務処理の日付は違ったと証言、これ自白です。住民生活課、内山課長補佐から、起案書の作成について14件の事後の事務処理をしたと証言し、資料を提出、自白。産業課、下田課長補佐は、元産業課職員T氏の印鑑を押印したと証言をしたが、確認をしてもらうか内容を言った後に押印したとの証言もあったということで、これも自白です。

あと、記録の提出拒否という形で出しています。

職員が長期休暇のため、資料の提出拒否とは認定しがたいが、住民生活課残業時間のデータ提出がされていない。見つかり次第となっている。清掃センターの契約書の一部、内訳の関係書類が見つからないと、提出をされていない、という部分です。

あと、金額については、昨日の段階でまとめた金額を今しています。177万6,462円が現状の状況です。

それとあと、資料を全部つけています。昨日ちょっとお話しした72ページからの随意契約に関する資料も添付しています。その前のページに、監査請求の分の資料です。

その前に、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、早く言やあ官製談合のです。第2条の第4項と第4条の第7項、これがちよっと関係あるかなということで、参考資料でつけています。

その前の前のページ、68、69ページが刑法の抜粋です。昨日ちょっとお話しした業務上横領と幫助です。これ何て読む……。 「幫助」の前、（発言する者あり）そうやろうね。上の振り仮名……。 （発言する者あり）ああ、そうよね「ほうじょ」になるよね。その「幫」のところに括弧をつけましょう。ちょっとどっかここは変えます。

あとはもう前つけた資料です。

すいません。ざっくりばたばた行っちゃいました。何かございますか。今聞きよっておかしいところ。（発言する者あり）いいですか。（「52ページ」と呼ぶ者あり）

○委員（14番 池亀 豊君） 「（聴取不能）また、行政処分や刑事告発、損害賠償請求も同時に検討すべきと考える」、行政処分は私考えますけど、刑事告発と損害賠償請求は私考えませんので、これ入れるって皆さんがおっしゃるのであれば、もう仕方ないですけど、一応私は刑事告発と損害賠償請求は考えていませんので。

○委員長（武道 修司君） これは、私たちが考えるちゅうんやなくて、町側に考えるべきという

ことを言うだけなんですけど、それでも言わないほうがいい。（発言する者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） あえて反論しますが、決めつけてるわけじゃなくて、役場、町長、執行部にもこういうことを検討してくれっていう我々の考えですから、検討した結果、それには当たらないっていうことになれば、それはそれでということで。検討を依頼すること自体も反対ですか。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 先ほど発言したように、皆さんが依頼することにするとおっしゃるんであれば、反対はしませんが、私は「考える」というのは、これ私の気持ちも入ると思いますので、ちょっと私は「考える」っていう。

○委員長（武道 修司君） だから、ここ検討すべきであるとかやったらいいってことですか。

○委員（14番 池亀 豊君） それは皆さんが、私の意見はちょっと違うっていうことだけ。

○委員長（武道 修司君） ちゅうか、そもそもこれに、ここに刑事告発と損害……、でも、損害賠償はせないけんわけでしょう。

○委員（14番 池亀 豊君） 私は行政処分まで。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私は、委員の一人である池亀委員の意見は尊重すべきだと思うんで、今の発言は議事録に残るんで、それで池亀委員が十分であるって判断をなす、つまり池亀委員は、自分以外の多数の人間がそういう意見であれば書くなとまではおっしゃってないわけです。

ただ、自分の意見ははっきりさせたいっていうお気持ちでおっしゃってるんで、私からの提案なんですけど、今の発言が正式な本日の議事録に残るので十分というふうにお考えなのか、あるいはですけど、さらに言えば、委員長報告のときに、この部分だけは、お名前まで言う必要はないと思いますけど、こういう少数意見があったというふうに、あえて本会議で発言しても私はいいと思っていますし、さらに言うと、この報告書にここだけは、少数意見で違うってくだく書いても私はいいと思うんで、その辺は逆に池亀委員のお気持ちを聞きたい。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 宗委員がおっしゃったことで結構です。

○副委員長（宗 裕君） いや、その3つでいくと、どれ。

○委員（14番 池亀 豊君） それは、できれば報告のときに報告していただけるというのはありがたいですが、それがなくても、取りあえず私の気持ちを述べただけですから、皆さんがこれで報告を出すのであれば、私は仕方ないなと思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 私の意見は、百条委員会が刑事告発するとかいうふう、例えば百

条委員会が町長に、事件性があれば町長自ら刑事告訴なり行政処分なりの対応をするべき。だから、百条委員会の委員であっても、百条委員会のおかしいことはおかしいということを行っているだけであって、あと判断するのは町長だと思うんです。

だから、それを池亀委員の個人の意見を言われても、正直ちょっと困るし、おかしいことはおかしいというふうにただ言っているだけであって、刑事告発をするというふうに言っているわけではないんですよ。するのは町長がするだけなので、池亀さんもそういう意見があれば、私もそういう意見がありますよちゅうことを今言っているんですけど、刑事告発を百条委員会がするというを行っているわけじゃないんですよ。

○委員長（武道 修司君） うちやないよ。百条委員会がするんやないけど、町長にそういうふう
に言うのも嫌だっということでしょう。

○委員（4番 田原 宗憲君） 嫌だというのは、私も嫌ですよ。中途半端な結果というか、言わ
れるのは嫌ですよ。池亀さんが嫌であれば私の考えも嫌。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 書くのは、今の皆さんの総意で書くけども、池亀委員は私はこの
分に関しては納得というか、書かないほうがいいと。それは、もう池亀委員が自分の中で持って
いたら僕はいいことだと思うので、委員会の総意としてこういう文章でいくというのは、恐らく
皆さん共通認識だと思いますので、こういうことを、刑事告発とか行政処分がどうだこうだとい
うことを書いていたけども、あなたもそうなのって言われたら、いや、違いますでいいんじゃない
ですか。それはもうそれでいいと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私、あえて申し上げるんですけど、妙に誤解されるのが一番まずく
て、今の今日の議論を直接生で見ている人がいれば誤解は生じないと思うんですけど、切り取ら
れた発言、あるいはこの最終報告書だって、昨日私がかんかん言わせてもらいましたから、実は
もっと書けて私は思っているんですけど、今でも。

でも、総意で決める場所ですから、これは妥当な線と今日は思っております。

ただ、誤解を生むのが一番嫌なんです。それで、私は、後から池亀議員がどこかでちょろっと
私はこういう意見だったっていう発言するほうが誤解を生むと思うので、明日、委員長が堂々と
そういう少数意見もあったことは申し添えておきますって言ってもらったほうが誤解を生まない
と思っているので、私自身は意見として言えば、その方法が一番いいと思っています。

いや、あくまで私の意見です。後から言うと誤解を生むんですよ。だって少数意見だもん。

（発言する者あり）いや、だから、多数意見はこうであるってことでいいじゃないですか。逆に
後からぼろっと出ると、え、もめてたのとか、そういうことじゃないですか、これ。（発言する

者あり)

○委員長(武道 修司君) 　　というか、これはこっちがするとかいうやったらちょっとあれやけど、するんじゃないんで。(発言する者あり)

○副委員長(宗　　裕君) 　　いや、それはもう池亀委員、主張してないじゃないですか。(発言する者あり) いや、違うでしょう。(発言する者あり)

○委員長(武道 修司君) 　　すいません、池亀委員、ほかもうないですか。ほかは全部いいですか。

○委員(14番 池亀　豊君) 　　はい。

○委員長(武道 修司君) 　　そしたら、これちょっと私の思いをまた言うとちょっといけんかもしれんけど、総意で私はしたいなというのがあります。

　　今のこの言葉、早く言やあ、もうそれをするかせんか町長の話なんで、うち側だけこういうふうにしたらどうかというだけの話なんで、「また」から以降のこの文面に関しては、もうこの総括の中に入れなくて、一番表紙の私の言葉の中に入れて。

○副委員長(宗　　裕君) 　　あら、なるほど。それなら池亀委員も納得いく。

○委員長(武道 修司君) 　　私の思いとして、そういうことをすべきというところを書いて、もう総括の中には入れなくて、この調査内容、1番からですよ。全てあとはもういいということでいいですか。

○副委員長(宗　　裕君) 　　そしたら、私は後から委員長と同じ意見だって言い通します。

○委員長(武道 修司君) 　　いや、そこは……。 (発言する者あり)

○副委員長(宗　　裕君) 　　だから、書く場所を変えるってことですよ。(聴取不能)のところに入れるか。

○委員長(武道 修司君) 　　だけん、あくまでも総括は総意で決まったと。(発言する者あり)

○副委員長(宗　　裕君) 　　だから、委員長名の文章の中に入るんですから。

○委員長(武道 修司君) 　　そこはいいですよ。 「内部調査をしっかりとすべきと考える」まではいいですよ。

○副委員長(宗　　裕君) 　　行政処分もいいんでしょう。(発言する者あり)

○委員長(武道 修司君) 　　今度行政処分だけ書いたらおかしいけん。だけん、「また、行政処分や」からは、私の言葉としてそっちのほうに移します。一番、表紙にですね。そしたらいいですよ。 「また」からこの総括の中に入れなくて、この文を前のほうにちょっと、5ページのどっかに入れたいと思います。

　　一番下のところですよ。 「町長はじめ執行部の皆様には」というところで、「毅然な対応で問題解決し」のところ、その後「行政処分や刑事告発、損害賠償を同時に検討すべきと考え、住民の皆様から信頼される」というふうな格好に持っていきたいなと、よろしいですか。

○副委員長（宗 裕君） 異議なし。

○委員長（武道 修司君） そうような形で修正をさせていただきます。

あと、文面でおかしなところとか、こういうのはどこかありましたか。気がつかんやつた。あと、全体的にここをこういうふうにしたほうがいいのか、いいですかね。

それでは、一応これ、委員会の総意ということで決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） なら、一部後で修正はありますが、最終報告書については全会一致で、総意で決定をしたいと思いますので、決定をしましたので、御報告いたします。

スケジュールです。明日の冒頭で報告をいたします。

まず、報告に当たって、最初の5ページの部分を読み上げていって、総括の部分を読み上げていきます。

あと、付け足しの報告をして、最終報告書とさせていただきたいなと思います。

時間的には、前回30分近くかかりましたけど、もう少し短めでできればなというふうに思っています。議案質疑もありますんで、なるべく早く終わればなというふうに思っています。

あと、修正した部分もありましたので、修正をし、今日中に修正をかけ、明日印刷しないといけないですよ、朝。

○副委員長（宗 裕君） 議員全員に配付する。

○委員長（武道 修司君） 議員全員もそうやし、職員も全員にせないけんよね。

○副委員長（宗 裕君） 間に合いますか。（発言する者あり）町長以外は後日配付にしたらどうですか。印刷が大変でしょう。

○委員長（武道 修司君） 間に合う。

○副委員長（宗 裕君） 持たしてあげたいけど。

○委員長（武道 修司君） 何部かね。（発言する者あり）間に合わんね。

○副委員長（宗 裕君） またすごい残業するんじゃないの。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 出らんのよね、あれが。だけん、あれが本当はエクセルとか、ああいうふうな普通のモニターになってくれときゃあ、すげえいいんやけど、（発言する者あり）そう、あれができんのが悪いんよね。

それか、この報告書は議員全員と、今言った町長、副町長、教育長、それと総務課長、企画財政課長、あと監査事務局のほうに、そんだけコピーをして、5ページ目と総括のところと、（発言する者あり）そう。

説明で、自分的には説明をするときに、ちょっといいですか、43ページ。43ページの、早

く言やあ分かりやすく、こういうことがあったというところをちょっと総括の中でこれを触れていく。

そして、46ページ、47ページ。この資料だけ配ってもらいましょうか、取りあえず。あとはもう後日ということ。（発言する者あり）これぐらいやったら間に合うやろう。（発言する者あり）修正したやつは、もう帰ってすぐに修正して送るけど、（発言する者あり）いや、もう残業遅うなるよ。（発言する者あり）どっちにしても、帰り次第すぐにやります。

それで、明日報告をして、10日の日に議員の皆さんから全員協議会を議長のほうにお話をし、開催してもらって、質疑、御意見をいただきたいというふうに思っています。

17日の最終日に監査報告、監査委員さんにちょっとこれ調整しないといけませんけど、監査報告を監査委員さんにしていただくのか、監査報告書を私のほうでもらって私のほうから報告するのか、これで全ての調査が終了いたしましたっていうことの報告をして、議長のほうから終結の宣告をしていただくという形で、最終日、いければなというふうに思っています。

スケジュールに関しては、皆さん、どうでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） という形で進めていきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

あくまでも予定、スケジュールになりますんで、若干もしかしたら変わる、変更等があったときは、皆さんにまた相談をさせていただきたいと思えます。

その他の項です。全体通じて何かございますか。（発言する者あり）終わってからで。よろしいですかね。

終わってから、ちょっと皆さんに相談したいことが1点ありますんで、これは百条の延長線の話になりますけど、この百条の中でということではないんで、終了後少し相談させていただきたいことがありますので、そのまま残っていただければと思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 百条、ほぼ仕事は終わったと思っているんです、百条委員会の、これで。

ただ、閉じ方なんですけど、ちょっと今私がスケジュールのところで聞き漏らしたのかもしれませんが、閉じ方は議長が終了を宣言するということですから、我々の百条委員会は今これが最後ということですよ。

○委員長（武道 修司君） はい、今の流れから言ったらそうなります。

○副委員長（宗 裕君） 了解いたしました。

○委員長（武道 修司君） ただ、10日の日に質疑がありますんで、質疑を受けるんで、皆さんの質疑を受けた後に、もしかしたらちょっと開いて、最終的な内容にという。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、今のところ予定ないけど、場合によってはということですね。

○委員長（武道 修司君） はい。あと、監査報告が出てきますんで、できればその監査報告を皆さんに一回見ていただいてしたほうがいいかなというふうに思いますんで、12日から15日の間で出てくるということやったんで、場合によっては17日の前に一回ちょっと会議をして本当にそこが最終的なというふうにしたほうがいいのかなというのはちょっと、ちらっと思っています。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、議長の終結の宣言というのは、今は決まってないということですか。

○委員長（武道 修司君） 一応17日。

○副委員長（宗 裕君） というか、もう最終日。それはもう何もなくても最終日ということですね。

○委員長（武道 修司君） そうですね。

○副委員長（宗 裕君） 理解できました。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。

それでは、以上をもちまして、第29回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時55分閉会
